



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 1 月 9 日 (木曜日) 第 70 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正…………… (財政課) 1	頁
○民有林の保安林の指定 (2件) …………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (“) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) …………… (“) 2	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 3	
○公有水面埋立ての竣功認可…………… (漁村振興課) 3	
○廃川敷地等の公示…………… (河川課) 3	

公 告

○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 4	
企業局企業管理規程	
○宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4	
病院局公告	
○入札公告…………… 4	
監査委員公告	
○監査結果の公表…………… 5	
○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 5	
○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 4 号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示 (平成16年宮崎県告示第21号) の一部を次のように改正し、令和 2 年 3 月 31 日から適用する。

令和 2 年 1 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
株式会社 南日本銀行	[略]		株式会社 南日本銀行	[略]	
株式会社 商工組合 中央金庫	同	同			
[略]			[略]		

宮崎県告示第 5 号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 1 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字矢立尻2597-1、2597-3、2597-7、2597-8、2597-25から2597-28まで、2597-39
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第6号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 1 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字板敷字茱萸木5515- 4、5515- 5、字古崩5548- 1、5548- 2、5559- イ- 1、5559- イ- 2、5559- ロ、5561

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第7号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 1 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字上揚字三津バキ 210- 6

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字三津バキ 210- 6（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第8号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 1 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字尻

無尾 1- 1

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尻無尾 1- 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第9号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 1 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西都市大字上揚字三津バキ 210- 6

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第10号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 1 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字尻無尾 1- 1

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第11号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和2年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1362	田爪 和成 児湯郡西米良村大字横野16番地8	採取	幼苗の育成	田爪林業 田爪和成 児湯郡西米良村大字横野16番地8

宮崎県告示第12号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

令和2年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 竣功認可年月日
令和元年12月23日
- 竣功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
宮崎県
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県知事 河野俊嗣
- 埋立区域

(1) 位置

宮崎県児湯郡都農町大字川北字福原尾浜田3741番地43の地先
公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

別表1の各地点のうち、A14の地点からG6Kの地点を順次に結んだ線及びG6Kの地点とA14の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

イ 第2工区

別表2の各地点のうち、A18の地点からA17の地点を順次に結んだ線及びA17の地点とA18の地点とを結んだ線より囲まれた区域。

別表1

地 点	地 点 の 位 置
A14の地点	四等三角点下浜（北緯32度15分02秒8780、東経131度34分21秒5772（以下「基点」という。））から 54度23分52秒 74.19mの地点

A15の地点	A14の地点から	59度59分18秒	44.36mの地点
G3Kの地点	A15の地点から	153度00分29秒	18.55mの地点
G4の地点	G3Kの地点から	62度56分54秒	1.18mの地点
G5の地点	G4の地点から	332度55分16秒	20.25mの地点
G6Kの地点	G5の地点から	239度56分47秒	47.21mの地点

別表2

地 点	地 点 の 位 置		
A18の地点	基点から	73度35分37秒	76.65mの地点
G1の地点	A18の地点から	150度04分36秒	1.12mの地点
G2の地点	G1の地点から	60度15分50秒	34.46mの地点
A17の地点	G2の地点から	319度32分24秒	1.28mの地点

(3) 面積

工 区	面 積
第1工区	96.59㎡
第2工区	40.88㎡
合 計	137.47㎡

4 埋立免許の年月日及び番号

平成28年6月27日

シレイ 26755-1215

5 関係図書を閲覧することができる市町名

都農町

宮崎県告示第13号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 河川の名称

二級河川一ツ瀬川水系追手川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和2年1月9日

3 廃川敷地等の位置

- 宮崎市佐土原町上田島字追手1361番9の一部
- 宮崎市佐土原町上田島字追手1365番7の一部

- (3) 宮崎市佐土原町上田島字佐土原町1801番4の一部
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 土地 1.70㎡
 - (2) 土地 11.41㎡
 - (3) 土地 7.72㎡

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎河川国道

事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年1月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（2級・3級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業地域
宮崎県日南市上平野町から同市大字隈谷甲
- 3 作業期間
令和元年10月28日から令和2年2月28日まで

企業局企業管理規程

宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年1月9日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第1号

宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県企業局庁舎等管理規程（平成6年宮崎県企業局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(禁止事項) 第16条 [略]	(禁止事項) 第16条 [略] <u>2 課及び事務所の長は、前項の規定に違反した者に対し、管理する室からの退出を求めることができる。</u> <u>3 庁舎管理者は、第1項の規定に違反した者が前項の規定による退出の求めに応じない場合その他必要と認められる場合は、当該違反行為をした者に対し、庁舎等から退去することを命じ、その他庁舎等の管理に関し必要な措置を講ずることができる。</u>

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年1月9日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品 手術室内装ユニット 一式
 - (2) 購入物品の数量及び特質等 別紙仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和3年9月30日
 - (4) 納入場所 県立宮崎病院
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

- イ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目が医療・理化学機器類であること。
- ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていること。
- エ 特定建設業の許可を受けている者で、業種が建築一式工事、電気工事、管工事、内装仕上工事及び機械器具設置工事のうち1つ以上の許可を受けていること。
- オ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- カ 故障に関する連絡から昼夜問わず1時間以内に到着可能な一次対応を提供できる者であること。また、故障に関する連絡から昼夜問わず3時間以内に到着可能な修理対応を提供できる者であること。
- キ 新県立宮崎病院建設工事に係る設計、監理、工事及びコンサルティング等の業務を受注している者でないこと。また、新県立宮崎病院建設工事に係る設計、監理、工事及びコンサルティング等の業務を受注している者と資本金又は人事面において関連している者でないこと。
- ク 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指

名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていないこと。
なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

ケ 会社更生法 (平成14年法律第 154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第 225号) に基づく再生手続開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)アからカの資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年2月3日までに宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当に提出しなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東1丁目9番10号
郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7629

(2) 期間 令和2年1月9日から令和2年2月18日まで (土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178号) 第3条に規定する休日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東1丁目9番10号
郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7629

(2) 期間 令和2年1月9日から令和2年2月3日まで (土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178号) 第3条に規定する休日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東1丁目9番10号

(2) 提出期限 令和2年2月18日 午後5時 必着

(3) 提出方法 持参又は郵送 (郵送にあつては、書留郵便に限る。)

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁3号館5階 352会議室 宮崎市橋通東1丁目9番10号

(2) 日時 令和2年2月19日 午後2時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東1丁目9番10号

郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7629

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Operating room interior equipment unit Set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. Feb 18, 2020
- (3) Contact Point for the Notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10 Tachibanadori-higasi, Miyazaki-city 880-8501, Japan. Tel: 0985-26-7629

監査委員公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 199条第7項の規定に基づき令和元年10月18日から令和元年12月10日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年1月9日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 徳 重 忠 夫
宮崎県監査委員 渡 辺 創

令和元年9月2日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年1月9日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 徳 重 忠 夫
宮崎県監査委員 渡 辺 創

平成31年3月28日付けで公表した平成30年度包括外部監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 252条の38第6項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年1月9日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 徳 重 忠 夫
宮崎県監査委員 渡 辺 創

--	--